

時間帯別A契約定義書 (北本・桶川地区)

2020年10月1日

東彩ガス株式会社

目 次

1. はじめに.....	1
2. 用語の定義.....	1
3. 適用条件.....	1
4. 契約の締結.....	2
5. 使用量の算定.....	2
6. 料金.....	2
7. 単位料金の調整.....	2
8. 需給契約の補償料.....	3
9. 名義の変更.....	4
10. 契約の変更又は解消.....	4
11. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料.....	4
12. 本支管工事費の精算.....	5
13. 緊急時調整時の措置.....	5
14. その他.....	5
付 則.....	6
1. 本定義書の実施期日.....	6
（別 表）.....	7
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法.....	7
2. 料金表.....	8

1. はじめに

この時間帯別A契約定義書（北本・桶川地区）（以下「この定義書」といいます。）は、当社の託送供給約款で定める別表第1の供給区域で「北本エリア」に位置づけられ、ガス小売供給約款（東彩ガス供給区域）（以下「小売約款」といいます。）に基づき、料金その他の供給条件を定めたものです。

2. 用語の定義

（1）「契約月別使用量」・・・契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。

（2）「契約年間使用量」・・・契約月別使用量の合計量をいいます。

（3）「最大需要期」・・・1月使用分（12月検針日の翌日から1月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの3か月間をいいます。

（4）「契約最大需要期使用量」・・・契約で定める最大需要期の契約月別使用量の合計量をいいます。

（5）「契約年間負荷率」・・・次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間1か月当たり平均 契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

（6）「定時」・・・最大需要期における毎日の午後6時から午後9時までをいいます。

（7）「定時使用量」・・・定時における使用量をいいます。

（8）「契約使用可能量」・・・この定義書の適用を受けるガスを使用する機器の全定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し3.6を乗じた値をいいます。(小数点以下切捨て)ただし1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。

（9）「消費税等相当額」・・・消費税法の規定により課される消費税及び地方税の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（10）「消費税率」・・・消費税相当額の、消費税法の規定に課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、定義書においては10パーセントといたします。

3. 適用条件

お客さまは、当社が申込日において公開する小売約款及びこの定義書を需給契約の内容とすることに同意したうえで、この定義書に関する契約を申し込むものとし、第4条第（1）項の定めに従い、需給契約が成立したときは、この定義書も需給契約の内容となるものとします。なお、申し込みには、次のすべての条件を満たす必要があります。

（1）定時使用量が1日の使用量の20パーセント以下であること。

（2）当社が定める基準に適合した流量調整装置を有する機器のエネルギー源としてガスを使用する需要であり、当該のガス使用量を算定する専用ガスメーターを設置すること。

（3）契約年間負荷率が75パーセント以上であること。

（4）不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整

(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。

4. 契約の締結

(1)お客さまは、この定義書に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。

(2)お客さまは、新たにこの定義書に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものいたします。

①契約使用可能量

②契約年間使用量

③契約最大需要期使用量

④契約月別使用量

(3)契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。

5. 使用量の算定

各使用月の使用量は、当該月の検針日及び翌月の検針日におけるガスメーターの読みにより、算定いたします。ただし、当該月の定例検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより、算定いたします。

6. 料金

(1)当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割増ししたもの(以下「遅収料金」といいます。)に消費税等相当額を加えたものを料金としてお支払いいただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(2)当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

(3)お客さまの都合により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

7. 単位料金の調整

(1)当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりいたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

＝基準単位料金＋0.076円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

＝基準単位料金－0.076円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

55,080円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定の結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

なお、トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の事業所等に掲示いたします。

(算式)

平均原料価格＝(トン当たりLNG平均価格×0.9771＋トン当たりLPG平均価格×0.0474)

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

8. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、年間負荷率未達補償料及び定時使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料に消費税等相当額を加えたものを、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の(1)及び(2)が重複して生じた場合には、いずれか高いものに消費税等相当額を加えたものを申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、

端数の金額を切り捨てます。

(1) 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率 { (年間の1か月当たり平均実績使用量/最大需要期の1か月当たり平均実績使用量) × 100 をいいます。以下同じ } が、75パーセント (小数点以下切捨て) に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{当該契約年度における実績月間} \\ \text{使用量及び各月の単位料金に基} \\ \text{づいて算定した一般料金契約定} \\ \text{義書 (北本・桶川地区) に定める} \\ \text{料金 (早収料金) 相当額の合計額} \end{array} \right) \times 1.03 - \left(\begin{array}{l} \text{当該契約年度における実績月間} \\ \text{使用量及び各月の単位料金に基} \\ \text{づいて算定した時間帯別A契約} \\ \text{料金 (早収料金) 相当額の合計額} \end{array} \right)$$

(2) 定時使用量超過補償料

当社は、定時使用量が1日の使用量の20パーセントを超えた日がある場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、各月ごとに次の算式によって算定する金額を限度とし、定時使用量超過補償料といたします。

$$\text{年間未達補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{当該月の実績使用量及び単位料} \\ \text{金に基づいて算定した一般料金} \\ \text{契約定義書 (北本・桶川地区) に} \\ \text{定める料金 (早収料金) 相当額の} \\ \text{合計額} \end{array} \right) \times 1.03 - \left(\begin{array}{l} \text{当該月の実績使用量及び単位} \\ \text{料金に基づいて} \\ \text{算定した時間帯別A契約料金} \\ \text{(早収料金) 相当額} \end{array} \right)$$

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更又は解消

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、この定義書が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合 (3の適用条件を満たさなくなった場合及び8の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む) には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

11. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、10(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは10(2)の規定によるものでお客さまの契約違反のみによる場合には、当

社は、次のとおり契約中途解消補償料に消費税等相当額を加えたものを申し受けます。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1)新たにこの定義書に基づいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料に消費税等相当額を加えたものを申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right) \times (\text{基本料金相当額})$$

(2)新たにこの定義書に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約使用可能量がそれまでの契約使用可能量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料に消費税等相当額を加えたものを申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left\{ \left(\begin{array}{l} \text{前契約の1か月当たり} \\ \text{の基本料金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{新契約の1か月当たり} \\ \text{の基本料金} \end{array} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right)$$

12. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

13. 緊急時調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の2(1)及び(2)の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、8の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \text{ 定額基本料金割引額} = \frac{\text{定額基本料金}}{\text{}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

$$(2) \text{ 流量基本料金割引額} = \frac{\text{流量基本料金}}{\text{単価}} \times \frac{\text{契約使用可能量}}{\text{}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

14. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 本定義書の実施期日

本定義書は、2020年10月 1日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします(小数点以下端数切捨て)。

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

2. 料金表

(1) 定額基本料金

1ヶ月につき	990円 (消費税等相当額を含みます。)
--------	-------------------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	844.15円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

(3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	92.61円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---------------------------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。